

三木市記者発表資料 (令和3年11月5日発表)

| 担当部課名 | 担当長 | 担当係 | 電話番号 |
|-----------------|----------------------|---------------|---------------------------|
| 教育振興部 教育・保育課 | 課長 辻田政顕 (内線 3541) | アフタースク ール係 | 0794-82-2000 (内線 3599) |

タイトル
**放課後児童健全育成事業に係る
国交付金及び県補助金を返還**
内 容

平成 31 年 4 月の会計検査院実地検査において指摘を受けた放課後児童健全育成事業（アフタースクール）について、既に交付を受けている子ども・子育て支援交付金及びそれに随伴する県補助金が過大に計上されていることが判明したため、対象となる交付金等を返還します。

1 返還額 合計 11,940 千円
(1) 子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業特定分抜粋）【国交付金】

| (単位：千円) | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 合 計 |
|-----------|--------|--------|--------|---------|
| ①既受領額 | 31,985 | 36,246 | 43,332 | 111,563 |
| ②正当額 | 30,478 | 34,640 | 40,772 | 105,890 |
| 返還額 (①－②) | 1,507 | 1,606 | 2,560 | 5,673 |

(2) ひょうご放課後プラン推進事業費県費補助金【県補助金】

| (単位：千円) | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 合 計 |
|-----------|--------|--------|--------|---------|
| ①既受領額 | 31,759 | 34,102 | 39,538 | 105,399 |
| ②正当額 | 30,339 | 31,601 | 37,192 | 99,132 |
| 返還額 (①－②) | 1,420 | 2,501 | 2,346 | 6,267 |

2 会計検査院からの指摘内容

平日、複数のクラスで運営しているアフタースクールでは、土曜日の利用が少なく1つのクラスで合同保育を実施している。この土曜日の運営について、基準の支援員数の配置を満たしていなかったにもかかわらず、複数クラスの運営として開設日数を計上していた。

3 返還額確定までに時間を要した理由

新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、国が事業精査方針や関係機関等との調整に時間を要し、令和 2 年度決算検査報告の対象となったため。

4 返還手続き

- (1) 実績報告書訂正書類提出 (国費 11 月、県費 1 月)
- (2) 予算措置 12 月補正要求
- (3) 返還金支払い 令和 3 年度内 (2～3 月中見込)

5 備考

返還金の対象は平成 27 年度から平成 29 年度まで。平成 30 年度以降の分は是正済み。